

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第5回(最終回)

東京パブリック法律事務所 三田支所

弁護士法人東京パブリック法律事務所
三田支所 共同代表 大谷 美紀子 (42 期)

東京パブリック法律事務所(東パブ)三田支所は、2012年10月に、東京入管のある品川に近く、また、各国大使館が集まる港区の三田に、外国人・国際業務を専門に扱う部門として設立されました。その前身として、東パブ(池袋)の中に2011年11月に設けられた外国人部門が発展的に支所として設立されるに至ったのですが、その際、池袋にも外国人・国際部門を置き、三田支所全体と東パブ(池袋)の一部とを併せた「外国人国際部門」(Foreigners and International Service Section—通称“FISS”)を発足させました。



大谷 共同代表

1 東パブ三田支所の果たしてきた役割

東パブ三田支所は、外国人に対する法的サービスの提供を専門とする、初めての都市型公設事務所です。弁護士・事務局全員が、英語・スペイン語・中国語のうち、1つないし2つの外国語によるコミュニケーション、法律業務が可能であり、それ以外の言語については、東京外国語大学との提携による通訳を通じた多言語による法的サービスの提供を行っています。FISSとして、2012年10月の開設以来、毎月、約60～70件の新規の法律相談を実施してきました。相談者の国籍や言語は実に多岐にわたっています。難民事件や外国人事件に関心があるという司法修習生、法科大学院生、大学生からのインターンの申込みも多く、三田支所では、可能な限り、インターンを受け入れて、外国人事件に取り組む弁護士が増え、層が厚くなることを期待して、インターンの方たちに、外国人事件の実務に触れ、大変さややりがいを感じてもらおうようにしています。また、遠隔地の相談者が居住地の近くで相談を受けられるように、外国人事件に取り組む弁護士のネットワークを通して、相談者の居住地の弁護士につなぐといった活動もしています。

2 東パブ三田支所の果たすべき役割と理想

東パブ三田支所は、外国人・国際部門の看板を大きく掲げることによって、法的サービスを必要とする外国人が安心して相談できる法律相談窓口としての

役割を一定程度果たしてきたという手ごたえはあります。しかし、それもまだ、大使館や外国人支援団体に自ら相談してつながることのできた外国人、インターネットにアクセスできる外国人に過ぎません。そうした情報源にも届いていない外国人や、英語・スペイン語・中国語以外の外国語を母語とする外国人には、まだアウトリーチできていないことを感じています。日本全国で生活するすべての外国人に、法律問題で困ったときは、あそこに連絡すればいいんだと知ってもらうための努力は、もっともっと必要です。三田支所では、そのためのアウトリーチの取り組みの一つとして、自治体との連携や、各国領事館向けに、日本で生活する外国人に関わる基本的な法律問題について連続セミナーを開催すること等を企画しています。また、外国人・国際業務を専門的に提供する公設事務所として、個々の事件を越えて、日本の司法制度を利用しようとする外国人にとってのアクセス障害の問題を取り上げ、改善を求めていく活動や、難民問題や外国人の人権問題への取り組み等にも力を入れていきたいと考えています。

さらには、公設マインドをもって集まった弁護士が外国人に対する法的サービスの提供の充実を目指して、一緒に汗をかき困難な事件に取り組む中から、将来、日本の国境という垣根を越えて、司法アクセス、難民、人権問題等の公益活動にグローバルなレベルで取り組み、活躍する人材を送り出したいというのが、私たちの熱い理想です。